

さいたま地方裁判所 令和●●年（〇〇）第●●号 滞納処分取消請求事件

国側当事者・国（関東信越国税局長）

令和2年3月18日棄却・控訴

判 決

| | |
|----------|-------------------|
| 原告 | X |
| 被告 | 国 |
| 同代表者法務大臣 | 三好 雅子 |
| 処分行政庁 | 関東信越国税局長 栗原 一福 |
| 同指定代理人 | 別紙指定代理人目録のとおり |

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

関東信越国税局長が別紙物件目録記載の物置（以下「本件物置」という。）について平成30年2月5日付けでした担保物処分のための滞納処分による差押処分（以下「本件差押処分」という。）を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、関東信越国税局長が、原告の滞納国税を徴収するため、原告から提供された担保不動産に対する抵当権の設定後に当該担保不動産の内の一筆の土地上に築造された本件物置について本件差押処分をしたのに対し、原告が、滞納国税を徴収するためには当該担保不動産の差押えで充分であるなどと主張して、本件差押処分の取消しを求めた事案である。

1 関係法令の定め

別紙関係法令のとおり。

2 前提事実（当事者間に争いが無い、文中記載の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実）

（1）相続税の申告及び延納許可

ア 原告は、父である訴外Aが平成7年3月●日に死亡したことに伴う相続開始に基づき、平成7年12月11日、相続税の申告書を東松山税務署長（以下「東松山署長」という。）に提出するとともに（乙1）、納付すべき税額5330万6100円のうち130万6100円を現金で納付した上、残余の5200万円について、相続税法39条1項の規定に基づき、延納を申請した（以下「本件延納申請」という。）（乙2）。

イ 原告は、平成7年12月、東松山署長に対し、東松山市●●の土地及び同所同地番上の家屋番号●●の建物（以下「本件建物」という。）を本件延納申請に係る担保として提

供する旨の担保提供書（乙3）及び抵当権設定登記承諾書（乙4）を提出した。

ウ 東松山署長は、平成8年2月27日、原告に対し、相続税法39条2項及び3項の規定に基づき延納を許可した（以下「本件延納許可処分」という。）（乙5）。これにより、本件延納申請に係る相続税額5200万円について、20回に分割して延納が認められ、分納税額は260万円、利子税は4.2パーセントとされた。なお、分納期限は毎年12月12日（第1回分の平成8年12月12日から第20回分の平成27年12月14日まで（原則は、12月12日であるが、土日の関係でその年によって若干ずれが生じる。））とされ、分納期限までに分納税額及び利子税を納付することになった。

エ 東松山署長は、相続税法38条4項の規定に基づき、原告の前記イの担保提供書記載の土地及び建物を本件延納許可処分に係る担保として徴し、それぞれ浦和地方法務局（現在のさいたま地方法務局）東松山支局へ抵当権設定の登記嘱託を行い、平成8年2月28日付けで抵当権設定の登記を経由した（乙6の1、6の4）。

なお、担保として徴した東松山市●●の土地は、平成9年1月14日、同所同●●、●●及び●●（以下、分筆後の●●を「本件土地1」、同●●を「本件土地2」、同●●を「本件土地3」という。）の3筆に分筆されたが、本件延納許可処分の担保のための抵当権設定は本件土地2及び3に対しても承継されており、同日受付同一受付番号で抵当権設定の登記がなされている（乙6の1から6の3まで）。

（2）本件物置の築造

原告は、平成9年頃、本件土地1の上に本件物置を築造した（乙7）。

（3）延納条件の変更

ア 原告は、平成22年12月15日、東松山署長に対し、相続税法39条27項（平成24年号外法律16号による改正以前のもの。現行相続税法39条30項）の規定に基づき、本件延納許可処分に係る延納条件の変更（第15回分の分納期限を、平成22年12月13日から平成23年12月9日へ分納期限の延長）を求めて、相続税延納条件変更申請書を提出し、これに対し、東松山署長は、平成23年1月20日付けで、延納条件の変更を許可した（乙8）。

イ 原告は、平成23年9月30日、東松山署長に対し、前記ア記載の延納条件変更後の本件延納許可処分に係る延納条件の変更（第15回分の分納期限について、平成23年12月9日から平成24年12月10日へ、第16回分の分納期限について、平成23年12月12日から平成24年12月11日へ分納期限の延長）を求めて、相続税延納条件変更申請書を提出し、これに対し、東松山署長は、平成23年10月26日付けで、延納条件の変更を許可した（乙9）。

（4）国税の滞納等

ア 原告は、前記（3）イ記載の延納条件変更許可後の本件延納許可処分に係る第15回分の分納税額及び利子税並びに第16回分及び第17回分について、それぞれの分納期限内に納付しなかった。

イ 東松山署長は、平成25年1月25日付けで、原告に対し、前記アの未納となっている各分納税額及び利子税について、国税通則法37条1項及び3項の規定に基づき、納付を求める督促処分を行った（乙10）。

原告は、平成25年3月27日、本件延納許可処分に係る第15回分の分納税額を納付

し、同月 28 日に延滞税を納付したが利子税は納付しなかった。

ウ 第三者による差押え

訴外東松山市長は、平成 25 年 9 月 19 日付けで、原告が滞納した市県民税、固定資産税及び軽自動車税並びに滞納処分費を徴収するため、本件土地 2 及び 3 を差し押さえ（乙 11）、その旨の登記がなされた（乙 6 の 2、6 の 3）。

エ 本件延納許可取消処分

東松山署長は、前記ウのとおり、延納に係る担保物である本件土地 2 及び 3 に対して強制換価手続が開始されたこと、並びに、既滞納国税及び本件延納許可処分に係る第 18 回分以降の分納税額の納付の見込みがないことを理由として、平成 25 年 10 月 17 日付けで、相続税法 40 条 2 項に基づき、原告に対する本件延納許可処分の取消処分（乙 12）を行った（以下「本件延納許可取消処分」という。）。

東松山署長は、平成 25 年 10 月 31 日付けで、原告に対し、本件延納許可取消処分に係る本税額及び利子額について、国税通則法 37 条 1 項及び 3 項の規定に基づき、納付を求める督促処分を行った（乙 13）。

オ 不動産に対する担保物処分のための差押処分等

本件延納許可取消処分により本件延納許可処分に係る第 18 回分以降の分納税額及び利子税の納期限が平成 25 年 10 月 17 日となったが、同納期限までに納付がなかったことから、東松山署長は、別紙租税債権目録 1 記載の滞納国税（乙 14）を徴収するため、平成 25 年 11 月 18 日付けで、本件土地 1 及び本件建物については、国税通則法 52 条 1 項及び国税徴収法 68 条の規定に基づき、担保物処分のための滞納処分による差押え（乙 15）、本件土地 2 及び本件土地 3 については、東松山市長が先行して差し押さえていたため、国税通則法 52 条 1 項及び国税徴収法 86 条の規定に基づき、担保物処分のための滞納処分による参加差押え（乙 16）をし、同月 20 日付けで登記を経由した（以下「先行差押処分 1」という。）（乙 6 の 1 から 6 の 4 まで）。

カ 徴収の引継ぎ

関東信越国税局長は、平成 27 年 6 月 18 日付けで、国税通則法 43 条 3 項の規定に基づき、東松山署長から徴収の引継ぎを受けた。

キ 関東信越国税局長は、平成 28 年 7 月 1 日付けで、別紙租税債権目録 2 記載の滞納国税を徴収するため（乙 17）、国税徴収法 47 条 1 項 1 号及び同法 68 条の各規定に基づき、本件物置を差し押さえ（乙 18）、同月 5 日付けで登記を経由した（以下「先行差押処分 2」という。）（乙 19）。

ク 関東信越国税局長は、平成 29 年 10 月 23 日付けで、先行差押処分 2 を解除し（乙 20）、同年 10 月 24 日付けで登記を経由した（乙 19）。

なお、解除理由については、後記（5）エによる。

ケ 関東信越国税局長は、平成 30 年 2 月 5 日付けで、別紙租税債権目録 3 記載の滞納国税（以下「本件滞納国税」という。）を徴収するため（乙 21）、国税通則法 52 条 1 項及び民法 389 条の各規定に基づき、国税徴収法 68 条 1 項及び 3 項に規定する各手続により、本件物置について、担保物処分の差押えをし（本件差押処分。甲 1、乙 22）、同月 6 日付けで登記を経由した（乙 19）。

（5）不服申立て等の経緯

ア 本件延納許可取消処分について

原告は、本件延納許可取消処分を不服として、平成25年11月6日に異議申立てをしたところ（乙23）、異議審理庁は、平成26年1月22日付けで棄却の異議決定をした（乙24）。

原告は、異議決定を経た後の本件延納許可取消処分に不服があるとして、平成26年2月18日に審査請求をしたところ（乙25の1、25の2）、国税不服審判所長は、同年11月25日付けで審査請求を棄却した（乙26）。

イ 先行差押等処分1について

原告は、先行差押等処分1を不服として、平成26年1月15日に異議申立てをしたところ（乙27）、異議審理庁は、同年3月28日付けで棄却の異議決定をした（乙28）。

原告は、異議決定を経た後の先行差押等処分1に不服があるとして、平成26年4月23日に審査請求をしたところ（乙29）、国税不服審判所長は、同年11月25日付けで審査請求を棄却した（乙26）。

ウ 前訴について

原告は、裁決を経た後の本件延納許可取消処分及び先行差押等処分1に不服があるとして、平成27年5月25日、さいたま地方裁判所に対し、延納許可取消処分等取消請求事件を提起した（同庁平成●●年（〇〇）第●●号延納許可取消処分等取消請求事件）。同裁判所は、平成28年4月27日、原告の請求をいずれも棄却する旨の判決を言い渡した。（乙30）

原告は、東京高等裁判所に対し、前記判決を不服として控訴した（同庁平成●●年（〇〇）第●●号延納許可取消処分等取消請求控訴事件）。同裁判所は、平成28年10月20日、原告の控訴をいずれも棄却する旨の判決を言い渡した。（乙31）

原告は、最高裁判所に対し、前記控訴審判決を不服として、上告申立て及び上告受理申立てをした。同裁判所は、平成29年3月16日、上告棄却及び上告不受理決定をした（最高裁判所平成●●年（〇〇）第●●号、同（〇〇）第●●号）。（乙32）

エ 先行差押処分2について

原告は、先行差押処分2を不服として、平成28年9月26日に再調査の請求をしたところ（乙33）、再調査審理庁は、同年12月6日付けで棄却の再調査決定をした（乙34）。

原告は、再調査決定を経た後の先行差押処分2に不服があるとして、平成28年12月27日に審査請求をしたところ（乙35）、国税不服審判所長は、平成29年10月16日付けで審査請求には理由があるとして、先行差押処分2の全部を取り消す旨の裁決をした（乙36）。

オ 本件差押処分について

原告は、本件差押処分を不服として、平成30年4月25日に再調査の請求をしたところ（乙37の1、37の2）、再調査審理庁は、同年6月14日付けで棄却の再調査決定をした（乙38）。

原告は、再調査決定を経た後の本件差押処分に不服があるとして、平成30年7月11日に審査請求をしたところ（乙39）、国税不服審判所長は、平成31年2月5日付けで審査請求を棄却した（甲2）。

(6) 本件訴えの提起

原告は、令和元年8月1日、本件訴えを提起した。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

本件の主たる争点は、本件差押処分の適法性であり、この点に対する当事者の主張は、以下のとおりである。

(被告の主張)

国税滞納処分（国税の担保の処分）においても民法389条の規定は適用されると解すべきであり、本件土地1が平成7年3月●日相続開始に係る相続税の延納の担保として提供されて抵当権が設定されたところ、当該抵当権の設定後に本件土地1上に本件物置が築造され、その後、当該延納の許可が取り消され、関東信越国税局長は、本件土地1及び本件物置を一括して公売に付すために担保権の実行として本件物置を差し押さえたのであるから、本件差押処分は、国税通則法52条1項及び民法389条の要件を充足している。

したがって、本件差押処分は、適法である。

(原告の主張)

本件滞納国税を徴収するためには、本件土地1、2及び3並びに本件建物の差押えで充分であるから、本件差押処分は違法である。

第3 当裁判所の判断

1 争点（本件差押処分の適法性）について

(1) 民法389条1項は、抵当権の設定後に建物が築造されたときは、抵当権者は、土地とともにその建物を競売することができる旨を定めている。

同項が設けられた趣旨は、土地に抵当権が設定され、その後その土地上に建物が築造された場合につき、土地と建物を一括競売してこれらを同一の買受人に取得させることを認めることにより、競落人を得やすくし、また、建物所有者に相応の代価を得させ、さらに、建物収去による社会経済的損失を回避する点にあると解される。

しかるに、上記の趣旨が妥当することは、競売と公売とで異なるところはないから、国税を担保するための抵当権の設定後に抵当地に建物が築造されたときは、抵当権者は、民法389条1項の類推適用により、抵当地とともにその建物を公売することができる解するのが相当である。

これを本件についてみると、本件土地1は、平成8年2月27日、平成7年3月●日相続による相続税及び利子税を担保するための抵当権が設定され、平成8年2月28日付けで登記を経由し（前記前提事実（1）エ）、平成9年頃、本件土地1上に本件物置が築造されている（前記前提事実（2））から、被告は、民法389条1項の類推適用により、本件土地1とともに本件物置を公売することができる。

以上によれば、本件土地1及び本件建物を一括して公売を付すために担保権の実行としてなされた本件差押処分は、適法というべきである。

(2) 原告は、本件滞納国税を徴収するためには、本件土地1、2及び3並びに本件建物の差押えで充分であるとして、本件差押処分は違法である旨を主張する。

しかしながら、前記のとおり、本件差押処分は、国税通則法53条1項及び民法389条1項の各規定に基づく担保権の実行として行われたものであって、国税通則法52条4項に規定されるような「担保として提供された財産の処分の代金を滞納国税及び処分費に

充ててなお不足があると認める」ことを要件とするものではないから、原告の上記主張は、本件差押処分の適法性を左右するものではない。

2 結論

よって、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担について、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

さいたま地方裁判所第4民事部

裁判長裁判官 谷口 豊
裁判官 志村 由貴
裁判官 坂口 奨太

(別紙)

指定代理人目録

河野 申二郎、大岡 仁、赤羽 洋幸、平島 善雄、原 克好、今井 篤、高部 翔平、荻原 瑞穂、
鈴木 昭弘、坪谷 藤之、倉澤 正美、坂村 有香子、岩渕 裕介

以上

関係法令

1 国税通則法

(1) 37条 (督促)

1項 納税者がその国税を第35条(申告納税方式による国税の納付)又は前条第2項の納期限(予定納税に係る所得税については、所得税法第104条第1項、第107条第1項又は第115条(予定納税額の納付)(これらの規定を同法第166条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)の納期限とし、延滞税及び利子税については、その計算の基礎となる国税のこれらの納期限とする。以下「納期限」という。)までに完納しない場合には、税務署長は、その国税が次に掲げる国税である場合を除き、その納税者に対し、督促状によりその納付を督促しなければならない。

1号 次条第1項若しくは第3項又は国税徴収法第159条(保全差押)の規定の適用を受けた国税

2号 国税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている国税

2項 前項の督促状は、国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、その国税の納期限から50日以内に発するものとする。

3項 第1項の督促をする場合において、その督促に係る国税についての延滞税又は利子税があるときは、その延滞税又は利子税につき、あわせて督促しなければならない。

(2) 40条 (滞納処分)

税務署長は、第37条(督促)の規定による督促に係る国税がその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合、第38条第1項(繰上請求)の規定による請求に係る国税がその請求に係る期限までに完納されない場合その他国税徴収法に定める場合には、同法その他の法律の規定により滞納処分を行なう。

(3) 43条 (国税の徴収の所轄庁)

3項 国税局長は、必要があると認めるときは、その管轄区域内の地域を所轄する税務署長からその徴収する国税について徴収の引継ぎを受けることができる。

(4) 52条 (担保の処分)

1項 税務署長等は、担保の提供されている国税がその納期限(第38条第2項(繰上請求)に規定する繰上げに係る期限及び納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る期限を含む。以下次条及び第63条第2項(延滞税の免除)において同じ。)までに完納されないとき、又は担保の提供がされている国税についての延納、納税の猶予若しくは徴収若しくは滞納処分に関する猶予を取り消したときは、その担保として提供された金銭をその国税に充て、若しくはその提供された金銭以外の財産を滞納処分の例により処分してその国税及び当該財産の処分費に充て、又は保証人にその国税を納付させる。

4項 第1項の場合において、担保として提供された金銭又は担保として提供された財産の処分の代金を同項の国税及び処分費に充ててなお不足があると認めるときは、税務署長等は、当該担保を提供した者の他の財産について滞納処分を執行し、また、保証人がその納付すべき金額を完納せず、かつ、当該担保を提供した者に対して滞納処分を執

行してもなお不足があると認めるときは、保証人に対して滞納処分を執行する。

2 国税徴収法

(1) 47条（差押の要件）

1項 次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。

1号 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき。

(2) 68条（不動産の差押の手續及び効力発生時期）

1項 不動産（地上権その他不動産を目的とする物権（所有権を除く。）、工場財団、鉱業権その他不動産とみなされ、又は不動産に関する規定の準用がある財産並びに鉄道財団、軌道財団及び運河財団を含む。以下同じ。）の差押は、滞納者に対する差押書の送達により行う。

3項 税務署長は、不動産を差し押えたときは、差押の登記を関係機関に嘱託しなければならない。

(3) 86条（参加差押えの手續）

1項 税務署長は、第47条（差押えの要件）の規定により差押えをすることができる場合において、滞納者の財産で次に掲げるものにつき既に滞納処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、第82条第1項（交付要求の手續）の交付要求書に代えて参加差押書を滞納処分をした行政機関等に交付してすることができる。

2号 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶

2項 税務署長は、前項の交付要求（以下「参加差押え」という。）をしたときは、参加差押通知書により滞納者に通知しなければならない。この場合において、参加差押えをした財産が電話加入権であるときは、あわせて第三債務者にその旨を通知しなければならない。

3項 税務署長は、第1項第2号に掲げる財産につき参加差押えをしたときは、参加差押えの登記を関係機関に嘱託しなければならない。

(4) 89条（換価する財産の範囲等）

1項 差押財産（金銭、債権及び第57条（有価証券に係る債権の取立て）の規定により債権の取立てをする有価証券を除く。）又は次条第4項に規定する特定参加差押不動産（以下この節において「差押財産等」という。）は、この節の定めるところにより換価しなければならない。

(5) 94条（公売）

1項 税務署長は、差押財産等を換価するときは、これを公売に付さなければならない。

3 相続税法

(1) 38条（延納の要件）

1項 税務署長は、第33条又は国税通則法第35条第2項（申告納税方式による国税等の納付）の規定により納付すべき相続税額が10万円を超え、かつ、納税義務者について納期限までに、又は納付すべき日に金銭で納付することを困難とする事由がある場合においては、納税義務者の申請により、その納付を困難とする金額として政令で定め

る額を限度として、5年以内（相続又は遺贈により取得した財産で当該相続税額の計算の基礎となったものの価額の合計額（以下「課税相続財産の価額」という。）のうちに不動産、立木その他政令で定める財産の価額の合計額（以下「不動産等の価額」という。）が占める割合が10分の5以上であるときは、不動産等の価額に対応する相続税額として政令で定める部分の税額については15年以内とし、その他の部分の相続税額については10年以内とする。）の年賦延納の許可をすることができる。この場合において、延納税額が50万円（課税相続財産の価額のうちに不動産等の価額が占める割合が10分の5以上である場合には、150万円）未満であるときは、当該延納の許可をすることができる期間は、延納税額を10万円で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを一とする。）に相当する年数を超えることができない。

4項 税務署長は、第1項又は前項の規定による延納の許可をする場合には、その延納税額に相当する担保を徴さなければならない。ただし、その延納税額が100万円以下で、かつ、その延納期間が3年以下である場合は、この限りでない。

(2) 39条（延納手続）

1項 前条第1項の規定による延納の許可を申請しようとする者は、その延納を求めようとする相続税の納期限までに、又は納付すべき日に金銭で納付することを困難とする金額及びその困難とする理由、延納を求めようとする税額及び期間、分納税額及びその納期限その他の財務省令で定める事項を記載した申請書に担保の提供に関する書類として財務省令で定めるもの（以下この条及び第47条第2項において「担保提供関係書類」という。）を添付し、当該納期限までに、又は納付すべき日に、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2項 税務署長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合においては、当該申請者及び当該申請に係る事項について前条第1項及び第2項の規定に該当するか否かの調査を行い、その調査に基づき、当該申請書の提出期限の翌日から起算して3月以内に当該申請に係る税額の全部又は一部について当該申請に係る条件若しくはこれを変更した条件により延納の許可をし、又は当該申請の却下をする。ただし、税務署長が延納の許可をする場合において、当該申請者の提供しようとする担保が適当でないとき認めるときは、その変更を求めることができる。

3項 税務署長は、前項の規定により許可をし、又は却下をした場合においては、当該許可に係る延納税額及び延納の条件又は当該却下をした旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請者に通知する。

30項 延納の許可を受けた者は、その後の資力の状況の変化等により延納の条件について変更を求めようとする場合においては、その変更を求めようとする条件その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を当該延納の許可をした税務署長に提出することができる。

(3) 40条（延納申請に係る徴収猶予等）

2項 税務署長は、延納の許可を受けた者が延納税額（当該延納税額に係る利子税又は延滞税に相当する額を含む。）の滞納その他延納の条件に違反したとき、その者が当該延納税額に係る担保につき国税通則法第51条第1項（担保の変更等）の規定による命令に応じなかったとき、当該延納税額に係る担保物につき国税徴収法（昭和34年法律

第147号) 第2条第12号(定義)に規定する強制換価手続が開始されたとき又は当該延納の許可を受けた者が死亡し、その相続人が限定承認をしたときは、その許可を取り消すことができる。この場合においては、当該強制換価手続が開始されたとき及び限定承認をしたときを除き、あらかじめその者の弁明を聴かなければならない。

以上

別紙「物件目録」「租税債権目録」 省略